十七　児童手当法施行規則第十条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知
十八　児童手当法施行規則第十一条第一項（同令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による確認
（法別表第十四号の総務省令で定める事務）
第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十六条の規定による証明の請求
二　高齢者の医療の確保に関する法律第百三十七条第二項の規定による調査
三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による申請の受付、その申請の形式の確認又は被保険者証の引渡し
四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第四号の規定により返還される被保険者証の受領
五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第五号の規定による被保険者資格証明書の引渡し
六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第八号の規定による保険料の減免又は徴収猶予に係る手続
七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二条第九号の規定による広報
八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六条各号の規定による受付又は同条第四号若しくは第七号の規定による引渡し
九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第九号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し
十　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第八条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認
十一　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認
十二　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十一条の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認
十三　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認
十四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十五条第一項の規定による通知の引渡し
十五　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十九条第一項の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認
十六　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十一条において準用する同令第二十条第四項の規定により返還される被保険者資格証明書の引渡し
十七　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十五条の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認
十八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第二十六条の規定による届出の受付又はその届出の形式の確認
十九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七十一条の十第四項の規定による証明書の引渡し
（法別表第十五号の総務省令で定める事務）
第十五条　法別表第十五号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この条において「入管特例法」という。）第四条第三項の規定による同条第一項の許可の申請の受付、同条第四項の規定による審査若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は入管特例法第六条第一項の規定による特別永住許可書の受領若しくは引渡し
二　入管特例法第七条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下この条において「入管特例法施行令」という。）第一条の規定による交付年月日の記載又は入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知
三　平成二十一年入管法等改正法附則第二十八条第三項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は同条第四項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し
四　整備・経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十三条第二項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知
五　平成二十一年入管法等改正法附則第二十九条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付又は同条第三項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し
六　整備・経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備・経過措置政令第二十二条第一項の規定による資料の作成若しくは法務大臣への送付、整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第一条の規定による交付年月日の記載又は整備・経過措置政令第二十四条第五項において準用する入管特例法施行令第二条第一項の規定による通知
七　入管特例法第十条第一項若しくは第二項の規定による届出の受付、これらの規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第三項の規定による住居地の記載（入管特例法第八条第五項の規定による記録を含む。以下この条において同じ。）若しくは特別永住者証明書の返還
八　平成二十一年入管法等改正法附則第三十条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還
九　平成二十一年入管法等改正法附則第三十一条第一項の規定による届出の受付、同項の規定により提出される特別永住者証明書の受領、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付又は同条第二項において準用する入管特例法第十条第三項の規定による住居地の記載若しくは特別永住者証明書の返還
十　入管特例法施行令第三条又は整備・経過措置政令第二十五条の規定による法務大臣への伝達
十一　入管特例法第十一条第一項の規定による届出の受付、その届出の形式の確認若しくはその届出書類の法務大臣への送付、同条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第三項の規定による交付年月日の記載
十二　入管特例法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第三項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十二条第三項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載
十三　入管特例法第十三条第一項の規定による申請の受付、その申請の形式の確認若しくはその申請書類の法務大臣への送付、同条第二項において準用する入管特例法第十一条第二項の規定による特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は入管特例法第十三条第二項において準用する入管特例法第十一条第三項の規定による交付年月日の記載